

タイトル	鹿鳴館と井上外交
著者	永井，秀夫
引用	北海学園大学人文論集，2：21-44
発行日	1994-03-31

鹿鳴館と井上外交

永 井 秀 夫

1. 鹿鳴館と欧化主義

鹿鳴館時代という言葉には、明治の青春を彩る華やかな響きと、かなり上すべりな社交にたいする苦々しい思いがこめられている。しかし、この新しい社交のころみは、ただ風俗史上の問題であるだけでなく、その時期の国際関係や近代化のプロセスの中で、もっと広いかかわりを持っていたと考えられる。鹿鳴館に象徴されるこの時代の意味を、できるだけ広い視野で眺めてみたいというのが、本稿の目的である。

鹿鳴館という建物は、写真や絵で多くの人になじみ深い。あの建物が設計され建設がはじまったのは明治13年(1880)、外務卿の井上馨が主張して建設させたもので、実際に完成したのは16年の11月の末、だいたい3年くらいの年月を要し、当時としては代表的な洋風レンガ造二階建の建築であった。設計にあたったのはイギリス人のコンダー(J. Conder, コンドルともいう)、当時工部大学校の工学科の御雇教師として来日して、辰野金吾らのような日本の第一期の建築家を育てた人として知られている。

建設の目的は、「鹿鳴」という言葉が歓迎や懇親の意を示していることからわかるように、外国の貴賓を歓迎する適当な場所がないということで計画されたもので、設計のはじまりは迎賓館であった。そのうちにだんだん計画が膨らみ、内外上流階級の社交場として、3年後に完成したものである。最初から目的はインターナショナルで、16年の11月におこなわれた落成式で井上馨がおこなった演説では、「経緯度の存するところを知らず又国境の為に限られざるの交誼友情⁽¹⁾」つまり地球には経度とか緯度とかいうものがあるが、そういうものをいっさい感じさせないような、洋の東西

や国境の制限にかかわりのない交誼友情、今でいう国際的なフレンドシップをつくりだすための建物ということが強調されている。

明治16年の暮れからこの建物が活動を始める。そこで盛んにおこなわれたのが夜会であり、舞踏会であり、婦人の慈善会つまりバザーだった。16年の暮れから17年・18年・19年と活況を呈し、井上馨の条約改正交渉が内外の反対により破綻し、明治20年に井上が外務大臣を辞任する(その間に外務卿が外務大臣とかわるのは明治18年の暮れに内閣制度ができたからである)と同時に、この鹿鳴館の催しも下火となり、まもなく明治23年には宮内省に移管され、やがて華族会館に払い下げられた。建設を主張したのも井上であり、終始一貫運営をリードしていったもの井上であり、井上が失脚すると下火になるということであって、井上外交と密接な関係にあるということは容易に想像される。

しばしばおこなわれたパーティのなかでも、天長節の夜会は有名で、17年・18年・19年とだいたい1000人をこえる内外の来賓を集めて、夜は8時・9時から12時すぎまでひらかれ、そこではダンスもおこなわれ、あるいは音楽に耳を傾けながらの交歓もおこなわれた。この夜会風景については、我々はある程度具体的なイメージをもつことができる。たとえば、19年の天長節(11月3日、のちの明治節)の夜会については、フランスのピエール・ロティ(Pierre Loti, 当時海軍士官)が横浜に寄港してきており、鹿鳴館に招かれて、その夜の風景を彼の『秋の日本』という日本スケッチのなかに描き出している⁽²⁾。横浜から汽車に乗って新橋まで着いて、そこから人力車夫に引っぱられて鹿鳴館にくりこみ、夜中の1時には臨時列車がまた新橋からでるといっているので引き上げていく、その間の風景が比較적으로よく描かれている。コンダー苦心の傑作といわれる鹿鳴館も、彼の『秋の日本』では、温泉町のカジノのような不趣味な建物ということになる。また、洋風の貴婦人に変装した日本の女性たちの人形のような堅苦しい物腰が、伝統風俗を崩さない清国外交官の重々しい雰囲気と対比して描き出される。たしかに、ダンスをやるというのは、日本の上流階級にとっても飛躍的な経験だったし、外国人といろいろ応接してはずかしくないように振るまう

というのもなかなか大変なことだから、ダンスの講習会なども毎週のように開かれ、皆が一所懸命練習をした。井上自身は外務大臣で主催する立場だから、熱心なのは当然だが、伊藤博文なども熱心をきわめたと伝えられているし、種々またけしからぬ噂が、どこそこの某伯爵夫人に横恋慕したというたぐいの噂が鹿鳴館の周辺にふりまかれた。17年の秋から東京舞踏会というダンスの講習会サークルができ、それに参加できるのは、外国の公使とか、外国の士官とかのほかは、華族と勅奏任官またその夫人・令嬢だけであるという制限があった。並行して、東京倶楽部という社交倶楽部がつくられるが、この団体も鹿鳴館と表裏みtainな社交団体で、英語以外は使ってはならぬというやっかいな制限があった。さらに、鹿鳴館は宴会場・クラブだが、別に帝国ホテルも完成した。我々が知っている帝国ホテルの一代前の帝国ホテルである。

社交的な催しのなかでも、とくにひんしゅくを買ったのが、20年の4月におこなわれた仮装大舞踏会であり、これは伊藤（当時総理大臣）の首相官邸でおこなわれ世間の評判となった。伊藤博文がベニスの貴族に扮してあらわれたとか、井上馨が三河万歳に扮したとか、謹厳な山県有朋が奇兵隊の隊長に、いかつい三島通庸警視總監が児島高德に扮してあらわれたとか、おもしろい舞踏会だったが、さすがに世間のひんしゅくは高まった。時期も時期、ようやく条約改正問題についての批判がおこるところだったので、鹿鳴館の悪評と条約改正問題が相乗効果をもつことになった。たとえば、20年の5月にでている勝海舟の21カ条意見書⁽³⁾のなかには、この鹿鳴館の周辺には淫風がひろがっているという噂があるので少し自重されたい、という趣旨があり、7月の谷干城「意見書⁽⁴⁾」も舞踏会にふれた部分がある。

この仮装舞踏会が我々にも近しいのは、『明治文化全集』のなかの『文明開化篇』の表紙の見返し絵にこのファンシーボールのスケッチ（小林清親）があったからであるが、見返し絵の解題⁽⁵⁾では、尾佐竹猛が「懷へば馬鹿気た時代もあったものである」という評価を記している。たしかに鹿鳴館全体として馬鹿々々しい感じを私たちももつ、少なくともたいへん上ついた

感じをもつ、ああいう時代、ああいう雰囲気がだいたい明治15・6年から20年頃までにそれがさかんで、それ以降は下火になるというように、時期的に限られているようなこともあって、一時的な狂騒・流行の結果であるかということも考えられなくはない。しかし当事者はそれなりの意図があってやっていたはずであり、それなりの歴史的な意味はあるだろうというのが私の出発点である。

この点に関しては一部の歴史家からの批判はきびしい。井上清の『条約改正』（岩波新書、絶版になって今はなかなか手に入らない⁽⁶⁾）では、この鹿鳴館を当時の上流階級・支配階級の放蕩、官費による放蕩にすぎないというふうに評価しており、条約改正のための手段であるとか、そんなまじめなものではない、という。

それは一方の極端であって、もう一方これは条約改正を進めるための手段であったという見方がある。『世外井上公伝⁽⁷⁾』は条約改正交渉とも関連して内外の交際を篤くするという見方だし、『華族会館史⁽⁸⁾』も『世外井上公伝』とまったく同じことが書いてある。また、ジャンセン(M.B.Jansen)が書いた日本の近代化に関する文章の中では、欧化主義の一つのあらわれとしてあつかわれている。「真摯な讃美としてであったにせよ、狡猾な策略としてであったにせよ、明治の欧化政策は明らかに19世紀後半において西洋のもった圧倒的な重要さを反映していた⁽⁹⁾」。西洋心酔の結果だったにせよ、条約改正のための戦術だったにせよ、鹿鳴館が欧化主義の一環だったことはたしかであろう。それでは欧化主義は条約改正交渉の戦術だったのだろうか。そういう性格があることはたしかであって、条約改正交渉とのかかわりを考えなければならないが、やはり彼らが条約改正をうまくやるために、それだけのためにダンスをしていたとも思えない。欧化主義と条約改正交渉との関連の仕方が問題である。

井上外交と鹿鳴館とのかかわりについて考えてみると、だいたい時期的に、井上外交と鹿鳴館は一致している。特に鹿鳴館が活躍した明治17年から20年までという間は、条約改正交渉でいうと、明治15年に条約改正予議会が開かれ、その後若干の中間期間をおいて本会議に入るのが19年と

20 年で、鹿鳴館時代というのは、条約改正会議の中間期間と本会議の期間を含むことになる。そのほか、井上はこの時期に、羅馬字会をやるとか、演劇改良運動をやるとか、いわゆる欧化のいろいろな試みをしている。そういうものが条約改正を円滑に動かしていくことと表裏の関係にあっただろうということは容易に想像がつくが、前者が後者のための手段であるという考え方は一面的である。上にあげたような例が一般的に欧化主義と呼ばれているものだが、欧化主義にはさらにいろいろな側面が考えられる。

藤森照信の『明治の東京計画⁽¹⁰⁾』には、やはり井上が主導した、首都における官庁集中計画、都市の中央をどういうふうに再開発して、主要建築物をどのように配置するかという計画が紹介されている。鹿鳴館は今の内幸町のあたりであるが、あのあたりを端にして、あと日比谷からお堀端にかけてそうとう広大な地域をそこにすでに存在している建物をまったく無視するかのごとく、堂々たる官庁配置図を引いて見せた。これを担当したのはコンダーではなかった。コンダーも参加したが井上を満足させなかった。彼はパリ、ベルリンに並ぶような大胆な都市計画をやるには向かなかったかもしれない。井上はドイツからビスマルク政府の建築議官や近代都市ベルリンの生みの親ともいわれる人々を招いた。指導的な建築家を次々に招いては官庁建設計画を作らせるわけで、壮大な計画ができあがった。とてもただちに全体を実施するわけにはいかないので、さしあたり司法省と裁判所と議事堂と三つ位造るとすると、それだけでも 200 万円以上かかるわけで、鹿鳴館の工費 18 万円と比較すればその規模の大きさがわかる。そのあと次々にその他の官庁を建設し、放射状の街路や交叉路で結ぶとかさまざまな計画が立てられるが、これは実現しなかった。井上の失脚によって消えていった。この点では鹿鳴館と似たような運命を辿ったといえる。

一方、この計画が条約改正ともたぶんかかわるだろうと思われる点は、いくつもある官庁の中でまず着手しようとしたのが、司法省や裁判所つまり司法関係の官庁および立派な議事堂だったことである。裁判所・裁判制度の整備や裁判官の素質が条約改正交渉と深くかかわっていたことはよく知られている。官庁や中心街区という近代国家の外貌を飾ろうとした中で、

とりわけ法治国家・立憲国家としての外貌をまず飾ろうとしたことは、条約改正交渉のパターンと一致する。それだけではない。井上はそれまで内務省を中心に進められてきた地道な東京市区改正計画を圧倒するために、内閣直属の臨時建築局を発足させ（明治19年2月）、みずからその総裁を兼務して官庁集中計画を推進した。この点に関連して思い出されるのは、条約改正準備のための法律取調所を外務省に設置して（19年8月）、「泰西主義」の法典整備を推進するという強引な手法をとったことで、井上失脚ののち法律取調所は司法省に移管される（20年11月）。内閣の臨時建築局は内務省に移管された。外務主導の内政整備という点で両者は揆を一にする。外からの内政改革といってよいかも知れない。

藤森は官庁集中計画を鹿鳴館の都市版と位置づける。臨時建築局総裁井上馨と副総裁三島通庸の秘密建議書に「東京市街を視ること猶開拓地を視るが如く⁽¹¹⁾」という端的な表現がある。これは皇城を中心に千住・深川・品川・新宿に達する4本の20間道路を開きその周辺を石造・レンガ造の住宅で埋めつくそうという大計画をうち上げたものであるが、無人の野に植民地大都市を建設するような意気込みがうかがわれる。本当の開拓地で、ある意味で近代化の実験場としての役割を果たしながら、あまりにも多くの困難を背負ってきた北海道を考えると、いささかの感慨を禁ずることができない。鹿鳴館の都市版と名づける所以は、鹿鳴館にいくらか戯画的な表現を見出した欧化主義の、その総仕上げがこの都市開発計画であると見るからである。あまりにも外からの、また上からの、内発的な契機を無視した近代化計画がそこにあった。

以上述べてきたことは、馬鹿騒ぎと見られる鹿鳴館の社交もまた欧化政策の一環であり、また欧化政策の幅は結構広く、風俗や文化の領域にとどまらず、国家の形態や外観にまで及ぶものだったということである。そのほとんどが井上馨という個性と結びついていることは特徴的であるが、しかし、井上の個性に解消してしまうことはできない。条約改正交渉の一時期、それは政府の主流になろうとしたのであって、明治政府の近代化政策の一方の極を示すものであった。

この時期はまた欧化の風潮の中でも、ドイツへの傾倒が高まった時期である。建築技術だけではない。伊藤博文の憲法取調もそうである。条約改正交渉の中でもドイツへの依存は強かった。条約改正交渉の中で当時井上馨がもっとも期待していたのがドイツの動向で、駐日ドイツ公使の動きに井上はもっとも期待し感謝もしていたこととかかわっている。もともとイギリスはあまり積極的ではない。ドイツを抱き込みドイツからイギリスを動かし英独をくどきおとせば交渉は成功するという戦略があった。したがって官庁集中計画が動揺したときに、ドイツ人技師の建築家の取り扱いにかんして、井上はドイツ公使の気分を害するようなことをすると、条約改正交渉に影響が及ぶのでその辺を充分配慮してほしいと外務大臣の立場で申し入れた⁽¹²⁾。欧化主義の中にはドイツ主義の要素がある。条約改正交渉と欧化主義との具体的な関連が問題である。

2. 井上条約改正外交の問題点

井上馨の条約改正外交をふりかえると、井上が外務大臣になったのは明治12年9月で、13年から各国の公使への折衝をはじめ、本格的になるのが15年の予議会（予備会議）、中間期間をへて、19年・20年の条約改正本会議という経路を辿る。前後8年、1人の外務担当者の任期としては異例の長さであった。内容からいうと、井上の場合それはそれまでの寺島外交の税権回復交渉から法権回復交渉に力点をおくようになった、というのが一般的評価である。この一般的評価を認めると、なぜそうなったか、これは日本の国内統治が整備されていったこととも関係するであろう。外国人が法律に従わない、行政規則に従わない、そのような事件が日本人や日本政府の気にさわるような状態が生まれてきたということがある。たとえば、検疫規則つまり流行病の予防規則などを作っても、外国人船員が検疫をうけずに上陸するとか、銃猟規則を作り保護地域を設けても外交官が勝手に鳥を撃つとか、そういう種類の問題が生じた。井上が外国にたいする説明として引いている行政規則は、新聞紙条例・鉄道規則・港則などであり、これ

らが外国人に適用できず、または領事の反対によって制定できないことは、国内統治にいちじるしい支障を来すというのである。もう一つの原因としては自由民権運動があつて、国権回復がやかましくいわれている。当時の条約は屈辱的なもので、平等な条約に作りかえなければならないということを一般国民が主張しはじめているということがある。このことは、井上が外国公使に改正の必要を説明するさいに、常に引合いに出す理由であつて、それは言葉だけのことではなく実態としてもそのような圧力は感じていたと思われる。

それらを背景にして、井上はそれまでの税権回復から法権回復に力点をうつした。関税のほうは日本に保護権があるべきだといつてもイギリスが認めるわけがないのだから、税率アップで我慢する（収入関税主義、政府収入をふやすために関税率をあげる）という交渉を行いある程度前進した。法・税両方、しかし法権に重きをおいて交渉を進めた。以上は常識的な理解だと思うが、井上が通商条約の有期化の要求を一貫して行っていることに着目し、税権回復の希望もまた強かったこと、内地全面開放という譲歩は通商条約改正交渉とも有利に連動していたことを指摘する見解もある⁽¹³⁾。ある程度説得的でもあり、経済政策と外交交渉との関連はなお深める余地があるが、井上外交以後の条約改正交渉が法権回復を中心に政治問題化したことがここではやはり重要である。

交渉の論理としては、法権をただ一方的に回復することはできないので、内地開放を考えなければならなくなる。つまり外国人が日本の国内でそれまで居留地の壁に阻まれていたのを自由に国内どこでも商売ができるようにするのが内地通商、国内どこにでも住めてどのような営業をやってもよい、あるいは資本を持ってきて日本の労働者を使って事業をやってもよいというのが内地開放（全面開放）と区別すると、法律を全部回復するには国内を全面的に開放するのが当然の代償となる。だからこそ条約改正が本格的に達成された明治27年の日英通商航海条約が発効したとき、つまりその5年後の明治32年には、日本の法律や裁判所の体系が整備されるとともに治外法権が撤廃され、そのかわり日本国内が全面的に開放された。幕末

安政の開国が開国のはじまりだとすれば、それから 40～50 年経た明治 32 年が開国の完成ということになる。法制史の研究者は日本がヨーロッパ的な法体制と同じレベルになった、平準化したという意味で 32 年体制という言葉を使う⁽¹⁴⁾。

したがって、法権回復交渉の第一の問題は、部分開放（たとえば内地通商）による部分回復（たとえば軽度犯罪条項や行政規則の適用）をめざすか、全面開放による全面回復をめざすのか、という問題となる。国権の回復・伸長という観点からは後者が重大なのはいうまでもない。しかし、この場合には内地の全面開放を容認できるかどうか、どのように評価するかという問題が生じる。明治 20 年代に入っても根強い内地雑居反対論があったことからそれは窺える。内地開放によって日本は外国人に蹂躪されて奴隷になるとか日本人が外国人と混血することによって人種改良ができるので劣等人種にとっては好都合だとか、極端な議論さえ行われた時代である⁽¹⁵⁾。井上の場合には内地開放にひじょうに熱心だった。外国人や外資をどんどん入れて競争させ、日本人がさまざまな苦難を経験していくことで日本はヨーロッパなみになっていくという今の農産物自由化論のごとき議論を行ったために、大資本を擁護する外資導入論であるとも非難される。法権回復の第二の問題は法や裁判所体系の未整備な国で領事裁判権の撤廃を行う場合には、なんらかの保障条件が求められてくるという問題である。考えてみると日本では刑法と治罪法が 15 年から施行されただけで憲法も民法・商法・民事訴訟法も何もできていない。裁判所の体系も整っているとは言えない。優秀な裁判官が揃っているとも思えない。そのようななかで、日本の法律に服することを認めることには不安がある。なんらかの保障を求めてくるのは当然ではないかという問題である。

井上外交の場合、この種の保障条件として最終的には二つの特別譲与を与えた。外国人の裁判官を任命すること、そして外国人がかかわる裁判は外国人裁判官が多く関与できるように組み合わせる。また、いま一つは、西欧的な原理による法律（泰西主義の法律）をつくる、これをあらかじめ各国外交官に示して了承を求める。そのような二つの特別譲与をうけいれ

た。この点が最大の論議をまきおこした。一つは外国人の裁判官を認めるということは日本の司法権を犯すものであり、また裁判官に日本国民がなりうるという国民の公権をも犯すものであるという議論である。The Yatoi（御雇外国人）といわれるように日本は外国人をたくさん雇用したが、そのほとんどがアドバイザーで権力を持った行政官として働いたことはまれである。札幌農学校のクラーク（W.S.Clark）にしても、英語では「President」だが日本語では「教頭」であり別に校長を置いた。つまり行政的な権力・権限を持たせないのが建前だった。このような意識や方針からすれば、外国人裁判官の混合にたいする反発は強かったと言える。一方法律については、どのような法律をつくるかはその国の立法権に属することで、それを外国人に見せて理解を求めたり監査を求めるといようなことは筋が通らない。それは立法権の侵害に当たる。以上の二点が主要な反論であった。

たしかに、外国人が日本の裁判所、特に上級裁判所の半分以上を占めるという状態や、民法や商法に関して一々外国の監査を求めるといような事態を想像すると、やはり特別譲与というのは問題であるということとは否めない。そしてある段階で、特別譲与がやむをえないものであったならば、もともとその改正交渉が少し時期が早すぎたのではないかということが一つの問題となる。たとえば日本でもう少し法律が整備されてから行ってもよかったのではなかったかという点である。事実、条約改正の進行にたいする反対論のなかには常に尚早論があった。もう何年か待ったほうが良いという意見である。それにもかかわらず改正交渉を推進したとすれば、もともと特別譲与の危険性の認識がなかったのか、または多少のリスクをおかしてでも改正を進めたい理由があったのだろうということになる。

ここで井上馨の条約改正交渉の経過を簡単に追ってみよう。明治15年の条約改正予議会が開催されるにあたって、閣議に対して提出した井上案は反対され、修正を受けた。この井上案は内地通商、一定地域を限って自由な商売を許可するかわりに、警察行政規則だけは守らせるというささやかな改正案だったが、しかし内地通商を含んでいるので反対論が起った。さ

まざまな議論の末に閣議では二つの条約改正方針が決定された。一つは全面的に内地開放するならば全面的に法権を回復しなくてはならないというもの、もう一つは、内地通商だけを認めるならかわりに行政警察規則と民事裁判権だけを回復しようという、全面的改正と部分的回復という二種類である。全面的改正が第一、それがうまくいかないのなら第二案の部分的回復で交渉しようという構想であった。おそらく、政府首脳は全面的改正を現実的なものと考えていたとは思われないが、その直後に井上は各国外交官を集めて大演説を行った。日本全国を開放して、かわりに法権を全部回復する、万国の公法と道徳を採用することで列国との並立を達成することは維新以来の日本の国是である、という趣旨であった⁽¹⁶⁾。次の細目案で井上は多くの特別譲与を掲げた。外国人裁判官を用いる、外国人への死刑の裁判と懲役の実施は外国人に委ねる、居留地の不動産所有外国人は地方事務に参与する、等々々。これは政府案の趣旨からは大きく逸脱していると思うが、15年の5月中にこれを閣議が承認し6月のはじめには調印された。なぜかあまり反対するものがいなかった。

井上改正案にたいして反対したのは、参事院議官井上毅一人だった。彼は閣議決定が行われたことを知って猛烈な反対運動をはじめた。山県を説き、岩倉を説き、伊藤博文は憲法調査でドイツに行っているのだから、手紙をドイツに送って応援を乞う。ほとんど孤立無援で戦いを始めて、山県をひきいれ、岩倉をひきいれ、とうとういったん閣議承認した井上馨の改正案を、もう一度閣議が再評議するところまでもっていった。そして特別譲与に期限をつけるという決定に成功する。フランスはのちに安南事件の利害関係から期限つきという条件をうけ入れるが、イギリスだけは法権回復を拒み、予議会で日本政府が提出した案は流産してしまう。

明治19年の本会議になると井上馨は部分回復の案を提出した。イギリスやその他の国々は、この案は問題の解決になるとはいえないのではないか、予議会で日本が提出した案に比べても後退しているのではないか、ということでイギリスとドイツが合同で逆提案をした。15年の段階で日本が提案した、全面回復・全面開放・ただし特別譲与付きという案を逆にイギリス

とドイツが提案してきたのが19年の案である。特別譲与の内容にもちがいがあり、修正もされるが、結局この案が条約改正案として20年に調印寸前まで行き、世論の反対と政府内部の反対によって流産したものの基本となった。イギリスとドイツが共同提案してきたということの背景には井上馨の働きかけがあったと見なければならない。井上は伊藤博文への手紙のなかで、2公使の条約改正本会議の演説は100万円の値打ちがある、というような表現を使っている⁽¹⁷⁾。高く評価したといってよい。事実、その演説から約1月後、ドイツ・イギリス両公使へそれぞれ、勲章と感謝の勅語が渡された⁽¹⁸⁾。ここまで、井上改正交渉は順調であった。

逆風が吹きはじめたのは翌20年からであった。政府の内部から反対論が起こり、それが外部に漏れて、民権派の反対を呼びおこすという経過を辿る。政治内部では御雇外国人のボアソナード(G.E.Boissonade)が反対し、欧州から帰ってきた農商務大臣の谷干城が反対した。司法大臣山田顕義も慎重論であった。これらの意見が民間に流布されて、自由民権派が猛然と条約改正反対運動を起こした。

ここでまた井上毅についてみると、彼は伊藤の下で憲法の起草に専念していたために、条約改正の進捗状況をあまり良く知らなかったが、その内容を知ると強く反対を表明した。またまた伊藤首相を説得し、井上外相に意見具申をし、という彼らしい運動を始めた。ボアソナードの反対意見を取りまとめて伊藤に伝えたのも彼だったようである。伊藤は井上馨に「エジプト同様のものではないか⁽¹⁹⁾」と言い、井上馨も結局はエジプトの跡を追うようなことがあってはならないと言い⁽²⁰⁾、条約改正交渉を中止して5～6年待ってみようという判断に傾く。エジプトということの中身は外国人裁判官を加えた立会裁判のことを意味した。エジプトの近代化が実質的には、イギリスやフランスなどヨーロッパ諸国の経済的支配・政治的干渉を招き、独立国としての実体が失われているということは、当時よく知られていた。たとえば井上毅は次のような言い方をする。ヨーロッパ諸国の仲間入りをすることはたしかに名誉なことである。日本の法律に従わせるということは、ヨーロッパ諸国が日本を仲間と認めることで、ヨーロッパ

諸国にとっては非常な決断と善意を要することであり、日本にとってはヨーロッパの親属になるという名誉である。しかし、親属の中で下等な国になり、完全な主権を有さない中途半端な主権を有する国になるよりは、むしろトルコや清国のように不平等条約下にある国々の状態の方がましではないか。エジプトやペルシャのようになってはならない、というような意見である⁽²¹⁾。おそらく、旧条約は外国人に司法権を及ぼし得ないという欠点を示すだけだが、新条約は国内の主権行使そのものを制約する害毒をもたらすという判断であろう。

エジプト＝立会裁判論は外国人裁判官任用にかかわる特別譲与批判であった。批判のもう一つの点は、はじめにふれたように「泰西主義」の法典をつくって諸外国に示すという予約である。さすがに死刑裁判・懲役実施を外国に委ねるという譲与は含まれていなかったが、それでも、政府内外の反対はきびしかったので条約改正交渉は中断され、日本の諸法典の完成まで条約改正会議を延期することになった。井上馨は9月に外務大臣を辞任する。

以上のような経緯から問題となる点をあげてみよう。我々が良く知っている特別譲与つきの条約改正案は、だいたい明治15年にすでにその骨格ができていたということがわかる。それは少し早すぎないか。なぜこの時期に突然この案が登場するのか、さらに政府の中でその特別譲与に対して原理的な批判をする者がなかったということも問題である。井上毅に引きずられて何人かが反対するが、反対論の中身を見てみると、たとえば保守派の佐々木高行は、そもそも内地雑居に反対しているように見受けられる。山県有朋や山田顕義らの反対は、当方の譲与と相手国の譲与との釣り合いがとれていない、譲るものを全て譲ってしまうともうそれを改良すべき手持ちの駒が無くなる、という交渉技術論からの反対であるように見える。いずれも、あまり原則的な反対ではない。振り返ってみると、岩倉使節団が初めて条約改正の予備折衝をめざして、アメリカ・ヨーロッパへ旅立った時、彼らの構想の中にすでに混合裁判所というものが入っていた⁽²²⁾。文明化を志す弱小国にとって、混合裁判は不可避な通過点だと考えていたの

だろうか。もしそうだとすると、その10年後に立会裁判の弊害に無感覚だったとしても不思議はないのかも知れない。井上馨だけを責めるわけにはいかない。西欧化・文明化の方針決定と決意表明も岩倉使節団の時点からはじまっていたのである⁽²³⁾。

一方、井上毅はなぜ孤軍奮闘ともいえる反対運動を余儀なくされたのだろうか。明治15年の彼の反対は、岩倉の表現を借りれば「今般之議案通り遂げられ候はゞ、自分退身は無論死を以て諫争致度と申程之思想⁽²⁴⁾」だったし、毅自身も「苦心如狂⁽²⁵⁾」と伊藤に書き送っている。毅の強い危機感と孤立感を示すものであろう。彼は20年にもボアソナードの反対意見提出を弁護しながら、もし改正案が成立するなら憲法・法律調査から身を退いて辞職する旨を述べている⁽²⁶⁾。もともと、井上毅は明治14年政変の時点ですでに岩倉や伊藤の信頼をうけた智囊であり、のちには憲法起草の中心人物でもあった。明治政府の黒幕というか隠れた支柱であり、明治憲法体制の実質的な設計者ではないかと思われている⁽²⁷⁾。その彼が条約改正問題に関しては孤立した内部反対者として現れる。それは何故だろうか。はっきりしているのは、明治政府の内部体制や政策路線がそれほど一枚岩でもなく透明でもないということである。

井上毅その他の内部反対や、民権派の反対運動によって明治20年改正案は挫折するが、もし成立していたらどうだろうかという問題もある。20年に失敗してからわずか7年後にはほぼ満足すべき条約改正ができたという結果を我々は知っているので、結果論的判断になるのだが、20年の挫折はやはり日本の利益であったと見なければならない。仮に条約改正が成立したとすれば、イギリスやドイツから提案された最終案では、特別譲与の有効期限は15年であり、もしそこで調印されると、批准交換の1年、実施準備の2年を加えると、明治37・8年つまり日露戦争のころまで、日本の上級裁判所には多数の外国人裁判官がおり、制定される法律や、法律の改正が、外国に通知され監査を受ける、という状況がつづくことになる。期限後にそれが廃止されるという保証もない。それは好ましいこととは言えないので、結果的にではあるが尚早論が正しかったということになる。この

ことは、明治政府が明治15年から20年にいたる期間になぜ条約改正を急いだかという疑問をあらためて感じさせるのである。

尚早論の根拠もさまざまであった。法律を整備してから交渉に入るべきだ、軍備をもっと進めて国力を強くすれば交渉力が高まる、もっと文明化を進めればよい、議会ができてから国民の世論を背景に交渉すべきだ、等々。条約改正を成立させる客観的な条件というのはそれぞれの人によって判断が異なった。27年に日英新条約が成立したのがどのような状況の変化によるものか、ということも問題である。

当面する時期の中では、15年の段階では日本の提案は拒否されたが、19年になるとほとんどおなじ趣旨のものがイギリス・ドイツの側から提案されてくる。どうしてそのようなことが起こるのかという問題がある。日本政府の中には、15年の段階では多少の反対論があるに止まったが、19・20年になると慎重な意見が多くなる。日本政府の意見はその間に多少変わっているのか、イギリス・ドイツの日本にたいする姿勢が変わってきたのか、という疑問である。これは、いわゆる鹿鳴館時代の国内政治的、国際政治的背景という問題とつながる。

3. 欧化主義の背景

鹿鳴館時代の背景を考えることは、ほとんど1880年代の欧化主義の背景を考えることにひとしい。ただ、あらかじめ欧化主義の諸現象の中での鹿鳴館の特殊性を考えておくとすると、一つはそれが直接内外交際の円滑化に資する目的をもっていたことであり、一つは貴族上流階級の社交風俗にかかわるということである。前者は、欧化主義の中でもとくに欧州社会への仲間入り、同胞化の側面を強く印象づける現象だということであり、後者は明治17年(1884)7月の華族令の制定による新華族制編成の時期にあたって、貴族階級の国際化・社会化を促すという側面をもっていたことを示す。華族令制定の時期、旧華族の重要メンバーから華族会館の社交クラブ化の要望が出ているが⁽²⁸⁾、このことは鹿鳴館的社交の方向が華族内部か

らも容認されていたことをものがたっている。鹿鳴館の主役は新旧の華族と考えてよく、来るべき憲法体制下に王室の藩屏として貴族院を構成しなければならない人々であった。しかし、その実体は旧公家・大名と高級官僚の混合体で、固有の風俗礼式というものを持たない階級であった。鹿鳴館は一種の教育的効果を持ったといえるかも知れない。このような鹿鳴館の特質を一応念頭に置きながら、欧化主義一般の背景を考えてみたい。

欧化政策が明治国家の一貫した重要政策であり、条約改正の志向とほぼ表裏をなして進行してきたことは、井上馨が強調するとおりである。彼は華族令制定と同じ17年7月の「条約改正に関する建議案⁽²⁹⁾」において、維新以来我国が開国・改進の主義を貫いてきた証拠として五ヶ条誓文（明治元年）、漸次立憲政体樹立の詔（明治8年）、地方官會議議院憲法頒布の詔（同）、国会開設の詔（明治14年）を列举し、近代化諸施策の実績が「亜西亜洲中に泰西文明国同胞の一国を造出せんとするに至るべしとの感覺」を列国に生じさせたとする。また反対論の続出にたいして明治20年7月内閣に提出した意見書においては「我帝国ヲ化シテ欧洲的帝国トセヨ、我国人ヲ化シテ欧洲的人民トセヨ、欧洲的新帝国ヲ東洋ノ表ニ造出セヨ⁽³⁰⁾」と叫んだ。それによって日本は列国と同等の地位に昇ることができるし、その第一歩は条約改正であるとするのである。欧化を広い意味でとらえるなら、それは近代化と同義であり、井上のいうように、立憲政体はもちろん、軍事、教育、法制、交通、通信から殖産興業にいたるまでの諸政策は欧化の性質をもっている。むしろ欧化のためにエネルギーを集中する時期を持ったことが日本近代化の特質と言える。

欧化には西欧諸国に追随し、西欧文明と同化するという側面と、西欧諸国に対抗しこれと同等の地位をめざすという側面とがあった。井上馨が予議会での演説に用いた「列国と駢立するに至らんことを期す⁽³¹⁾」という言葉は、実は維新直後から万国対峙、万国並立といったスローガンとして掲げられてきたものである。鹿鳴館に心酔と戦術の二側面を見ることもこれと対応し、西欧に対する態度の二面性がここにも流れこんでいることを認めることになる。欧化にはまた西欧をどのような観点でとらえるかという

問題がある。軍事力か経済力か、法律・制度の完備か、識字率の高さか文明の精神か、維新変革を上と下から推進してきた人々は、これらを混然一体のものとして理解することが多かったとはいえ、行きつくところ独立自由の精神まで掘りおこそうとしたことが、日本近代化のもう一つの特質であった。こうした流れから見ると、1880年代半ばのいわゆる欧化主義は、西欧化政策の中でもとりわけ外面的であり、便宜的であり、西欧追従的な性格の濃いものであった⁽³²⁾。その時代的背景は何だったのだろうか。

条約改正を急いだということは明らかに一つの原因である。改正交渉にかかわる疑問点について考えてみると次のようになる。第一になぜ明治15年の段階で早くも内地開放・法権回復の提案を行ったかという問題である。この段階で法権回復を主張しても、死刑・懲役への制約や外国人裁判官その他の特別譲与を余儀なくされたことは事実の示すとおりである。このような特別譲与の危険性を軽視したこと、政府全体としてもそうだったことは前にふれた。積極的な理由としては、行きづまった交渉の主導権をとりもどすために大規模な譲歩（内地開放）の提案を有利としたこと、井上は「一着大問題を発したる上は攻る之勢吾にあり、政略上之上策と愚考せり⁽³³⁾」と述べている。また内地開放に特別譲与を加えることで法権回復が可能になるだろうというドイツ人顧問レースラー（H.Roesler、ロエスレルともいう）の勧告やドイツ公使の好意的な態度が井上馨を踏み切らせたと思われる。津田多賀子「井上条約改正の再検討⁽³⁴⁾」はこの間の事情を詳細に伝えている。ただ、それに加えてこの時期政府が政情安定化のためにも条約改正交渉を急いだとする点は保留したい。井上馨にも山県にもこの時それほど強い危機感があったとは思われないからである。

改正交渉にかかわる第二の疑問は明治15年と19年との間で何が変わったのかという点である。明治19年の英独合同提案（Angro-German Project）に当たって、井上馨が100万円の価値があると感激した提案理由書は、4年前に時期尚早としたものが、今は実行の時期到来と確信すると述べている。その証拠は迅速で聡明な日本の進歩と泰西思想にもとづく内閣の勤勉な政務処理だという⁽³⁵⁾。たしかに内閣制度はこの前年の暮に成立し

ているが、法典の編さんは遅々たるものであった。好意的な評価という外はない。このような態度の変化、とくに最大の障壁であったイギリスの態度の変化は、日本国内の進歩によるというよりも、東アジア国際情勢の変化によると見るべきものである。明治16年の安南(ベトナム)事件、明治17・8年の清仏戦争、清仏戦争の終わった18年4月にはじまり約2年間つづいたイギリス艦隊の朝鮮巨文島(Port Hamilton)占領、その背景としての英口対立の顕在化、こうした国際情勢の変化である。清仏戦争にあたってフランスは日本との連合を申し入れ、イギリスは列国共同の武装中立行動への日本の参加を求めた。日本は後者を選択したが、強国との協調行動は国際政治の中での存在理由を認められたことになった。イギリスの巨文島占領に関して、これが東アジアの英口対立をかえって激化させ、ロシアの朝鮮進出を呼びおこすことを日本は憂慮したが、あえて反対の意志を表明しなかった。アフガニスタンの英口対立が東アジアに及ぶ可能性は、イギリスと清国を近づけたが、同時に日本の存在も一定の意味をもつことになった。東アジア国際政治の焦点が朝鮮をはさむ日清の対立から、英口の対立をふくむ複雑な対抗関係に転換したことは、日本のアジア政略、戦略に影響を及ぼした⁽³⁶⁾。井上馨は早くも18年10月「将来十年を不待必英魯之葛藤を生し、其時に厳正なる局外中立屹度固守するは一步進んで同盟するよりも困難⁽³⁷⁾」との予測から軍制改革・内閣組織の必要を主張している。このような状況変化が、条約改正上の日本の泰西化認知に有利に働いたのである。そうだとすると、この条約改正チャンスの増大は、いわば外から与えられたものであった。

問題はこのチャンスを生かすかどうかということである。井上馨はこれを歓迎し、これに乗ることを決意したが、多少の無理があることも承知していたに相違ない。批准交換後2年間の準備期間に「泰西主義」法典をことごとく整備するという点もその一つである。外務省に法律取調所をおき、外国人顧問の起草による迅速な法典整備をはかったのはそのためである。これは井上馨が明治13年の国会・憲法に関する意見書の中で、まず「皇国古来の風俗慣行を採り」民法を制定すべきだとした立場に反する⁽³⁸⁾。裁判

組織の整備、合同裁判の準備もそうであった。彼は、英独合同提案を予想して、これらを断行する決意があるかどうかを改めて内閣に問いただしている⁽³⁹⁾。このような多少の無理を押してでも、条約改正を推進しようとしたのはなぜだろうか。

もともと条約改正は欧米列強と並び立つことの重要な一局面であり、それ自体維新以来の念願であった。岩倉使節団（明治4～6年）が性急に条約改正交渉を開始したのもそのためであるが、それが列国の高い壁にはねかえされてからは、内治の進歩・改革なしに条約改正はあり得ないこと、両者のバランスを考慮せざるを得ないことを認識した。明治10年代に入っ
てようやく関税自主権や関税率の改訂や、警察行政規則の適用をめぐる交渉を開始したのは、殖産興業の進行や国内統治体制整備の進捗から見て不自然ではない。そして明治14年（1881）には9年後の国会開設を予告したわけだから、条約改正努力が高まったことも理解できることである。

たしかに、憲法や国会の成立と同時に、条約改正が達成されれば、国権の不完全状態が解消されることになり、憲法体制は国際的な認知をうけ強いバックアップを持つことができる。また憲法とともに諸法典が編さんされることが望ましいし、それによって立法権を分有する議会の干渉を避けることもできる。いわば、1880年代は内政諸改革と条約改正努力が並進した時期であった。内政諸改革というのは憲法調査、内閣制度、皇室・華族制度、軍制改革、財政整理、地方制度、警察改革等々々である。内政諸改革のモデルがこの時期著しくドイツに偏ったことが、ドイツ公使の好意的な態度を生み、条約改正交渉に一つのプラスの要因を生んだ。しかし、そうはいっても内政改革の進行と対比すれば、条約改正交渉が先行していたことを感じないわけにはいかない。井上馨は甲申事変（明治17年）前後の日本を15歳の少年にたとえたという⁽⁴⁰⁾。敗戦後の日本の状況を連想するまでもなく、この状況で完全な対等条約を望むことには無理があったであろう。しかし、多年の念願と、国会開設という目標時点の設定が条約改正を急がせた⁽⁴¹⁾。国際情勢の変化が希望を与えたということもある。井上馨の交渉努力の成果も否定するわけにはいかない。しかし、その半面、欧化

の中の外粧的な部分が強調され、いわゆる欧化主義を生むことになった。列国の反感や疑惑を避ける必要は、日本の対清韓の東アジア政策に慎重さを加えるという副産物をもたらしたが、進んで列国の好意を獲得したいという希望は、もともと同化と対抗の二側面のバランスの上に成り立った対西欧態度の中の、同化の側面が強調されることになったのである。

井上条約改正交渉にたいする不安や慎重論が明治15年よりも20年において政府内部に増大してきたのは、憲法準備が進み、国権の内容が具体的にイメージできるようになってきたことと関係するだろう。もともと政府はこの危険について無頓着だったのである。内政改革や条約改正交渉の進行に満足し、むしろ得意だったにちがいない。伊藤博文がシガーをくわえてビスマルクを気取ったと伝えられるような状況である。国民がこれをどう受けとるか、ということに関しても無感覚であった。そうでなければファンシーボールのような騒ぎに熱中するとは思えない。しかし、来るべき憲法と矛盾するという反論は説得力をもつものであった。立法権の行使が国会の審議と天皇の裁可によることが明らかであれば、外国人による法典審査がこれを毀損し攪乱するものであることも明確になる。国民の裁判をうける権利、官吏となる権利に反するという言い方も、憲法論で国民公権の概念を自分のものにしたからである。井上毅やボアソナードの強い反対論が政府の中に影響を及ぼすことになった。

しかし、憲法起草の中心だった井上毅を別とすれば、もっとも体系的な反対論を展開したのが御雇外国人ボアソナードだったということも特徴的である。一般に条約改正反対論は谷干城の反対論もふくめてもっと情緒的なものであった。「外人の歓心を求める媚態外交」というのがそのレッテルであった。いわば、西欧との同化傾向全体にたいする反動を呼びおこしたのである。その意味で、欧化主義とそれへの反動は、維新以来の欧化志向の動揺と分裂、少なくともその一つの分岐点を形成するものとなった。欧化主義にメリットがなかったわけではない。キリスト教信仰が政略的に奨励され⁽⁴²⁾、女学校教育も発展した。欧化主義への反動が、国粹主義とか国民主義とか呼ばれる新しい伝統主義を生み出した。しかし、この動揺が西

欧化の内面化を妨げ、また対外硬の風潮や外政問題を内政に利用する傾向が生まれたことは明らかなデメリットである。欧化主義が、誰の目にも明らかなほど極端だったために、その反動も大きかった。明治国家の少年期から青年期への過渡期における転換点と見ることもできよう。

註

- (1) 井上馨「明治16年11月28日鹿鳴館開館式における演説」（世外井上侯伝記編纂会『世外井上公伝』第3巻，内外書籍，1934年，覆刻版，明治百年史叢書，原書房，1968年）772頁。
- (2) ピエール・ロチ：村上菊一郎・吉永清訳『秋の日本』（『世界教養全集』7巻，平凡社，1961年）38頁以下。
- (3) 明治20年5月「勝安房口演説書」（『明治文化全集』正史篇下巻，日本評論社，1929年，484頁以下）。
- (4) 明治20年7月3日「谷干城農商務大臣提出意見書」（外務省調査部監修『条約改正関係大日本外交文書』第2巻，1942年，542頁以下，なお前掲『明治文化全集』正史篇下巻，457頁以下を参照）。
- (5) 『明治文化全集』文明開化篇（日本評論社，1929年）22頁。
- (6) 井上清『条約改正』（岩波新書，1955年）111頁以下。
- (7) (1)と同じ。
- (8) 霞会館編『華族会館史』1966年，非売品。
- (9) Jansen M.B. ed., *Changing Japanese Attitudes toward Modernization*, 1965, Princeton. 邦訳『日本における近代化の問題』（岩波書店，1968年）73頁。
- (10) 藤森照信『明治の東京計画』（岩波書店，1982年，同時代ライブラリー版，1990年）259頁以下。
- (11) 同上，277頁。
- (12) 「明治19年6月19日伊藤博文宛井上馨書翰」（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第1巻，塙書房，1973年，205頁）。井上はドイツ公使の尽力を「非常之骨折，如火相成居候場合」と表現している。
- (13) 津田多賀子「井上条約改正の再検討——条約改正予議会を中心に——」（『歴史学研究』575号，1987年）。
- (14) 利谷信義「戦前の日本資本主義経済と法」（『現代法と経済』岩波講座現代

法7,1966年,所収)。

- (15) 『明治文化全集』外交篇(日本評論社,1928年)は井上哲次郎の『内地雜居論』を収載している。
- (16) 「明治15年4月5日井上外務卿予議会に於ての宣言」(前掲『条約改正関係大日本外交文書』第2巻,236頁以下)。なお永井秀夫『明治国家形成期の外政と内政』(北海道大学図書刊行会,1990年)181頁以下を参照。
- (17) 「明治19年6月15日伊藤博文宛井上馨書翰」(前掲『伊藤博文関係文書』第1巻,204頁)。
- (18) 宮内庁『明治天皇紀』第六(吉川弘文館,1971年)615頁以下。
- (19) 「明治20年7月17日伊藤博文宛井上馨書翰」(前掲『伊藤博文関係文書』第1巻,218頁)。
- (20) 「明治20年7月18日伊藤博文宛井上馨書翰」(前掲『伊藤博文関係文書』第1巻,218頁)。
- (21) 井上毅「条約改正意見案」明治20年7月12日(井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝史料篇第一』国学院大学図書館,1966年,529頁以下)。
- (22) 「条約改正要目に関する別勅旨」明治4年11月4日(大久保利謙編『岩倉使節の研究』宗高書房,1976年,181頁以下)。
- (23) 伊藤博文「天皇陛下ノ期望預図ノ眼目」(伊藤博精『滄浪閣残筆』八洲書房,1938年,29頁以下)。
- (24) 「明治15年7月8日伊藤博文宛岩倉具視書翰」(前掲『伊藤博文関係文書』第1巻,110頁)。
- (25) 「明治15年6月9日伊藤博文宛井上毅書翰」(前掲『井上毅伝史料篇第四』66頁)。
- (26) 井上毅「ボアソナード宥免意見」明治20年7月3日(前掲『井上毅伝史料篇第一』550頁以下)。
- (27) 永井秀夫「井上毅について」(『遠山茂樹著作集』第4巻,月報8,岩波書店,1992年)を参照。
- (28) 大久保利謙歴史著作集3『華族制の創出』(吉川弘文館,1992年)469頁以下。
- (29) 井上馨「条約改正に関する建議案」明治17年7月17日(前掲『条約改正関係大日本外交文書』第2巻,331頁以下)。
- (30) 「井上外務大臣提出意見書」明治20年7月9日(前掲『条約改正関係大日本外交文書』第2巻,547頁以下)。
- (31) (16)と同じ,237頁。

- (32) 藤田省三『維新の精神』（みすず書房，1967 年）は，鹿鳴館を維新の精神の終焉を示すものとしている（同，26 頁以下）。
- (33) 「明治 15 年 4 月 6 日伊藤博文宛井上馨書翰」（前掲『伊藤博文関係文書』第 1 巻，170 頁）。
- (34) (13)と同じ。
- (35) 「明治 19 年 6 年 15 日英独合案条約書」（前掲『条約改正関係大日本外交文書』第 2 巻，472 頁以下）。
- (36) 高橋秀直「1880 年代の朝鮮問題と国際政治」（『史林』71 巻 6 号，1988 年），同「松方財政期の軍備拡張問題」（『社会経済史学』56 巻 1 号，1990 年）などを参照。
- (37) 「明治 18 年 10 月 19 日伊藤博文宛井上馨書翰」（前掲『伊藤博文関係文書』第 1 巻，194 頁）。
- (38) 「国会開設に関する井上馨の建議」明治 13 年 7 月（前掲『世外井上公伝』第 3 巻，199 頁）。なお，利谷信義「近代法体系の成立」（『岩波講座日本歴史』16,1976 年）117 頁を参照。
- (39) 「明治 19 年 5 月 29 日井上外務大臣提出条約改正意見書」（前掲『条約改正関係大日本外交文書』第 2 巻，453 頁以下）。
- (40) 大沢博明「天津条約体制の形成と崩壊 1885－94」（一）（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』43 巻 3 号，1990 年）19 頁。
- (41) 下山三郎「条約改正本会議をめぐって」（『東京経大学会誌』172 号，1991 年）は，国会開設を目前に控えて，国民統治に関する政府の危惧が深まったことを指摘している。
- (42) 岡義武『近代日本政治史 I』（創文社，1962 年）は，伊藤博文がビスマルクの説諭でキリスト教に「入門」し，帰朝後井上馨をも改宗させた事実を紹介し，信仰の問題をも純政治的見地から処理した事例としている（同，260 頁）。

付記．本稿は，筆者が北海道大学を離れるとき北大史学会で行った報告に，若干の補筆を加えたものである。

“Rokumeikan” and Inoue’s Diplomacy for the Treaty Revision

Hideo NAGAI

SUMMARY

This paper is a consideration as to the relationship between the treaty revision diplomacy by Foreign Minister Inoue and his Europeanizing policy in 1880’s. Besides entertaining foreign guests in “Rokumeikan”, a new international hall, Inoue made efforts for romanizing Japanese language and redeveloping the metropolitan centre into a European style. Inoue’s policies seem hasty and superficial compared with the steps taken toward the institutional and cultural modernization of Japan; this may be related to the situation of the treaty revision.

Although in the middle of 1880’s international tensions in East Asia such as between Great Britain and Russia raised the international position of Japan, Japanese modernization was still at low levels, Japan had to give many concessions in order to recover judicial power. In this situation the desire of Inoue and his colleagues to join the western powers quickly and to complete treaty revision before the establishment of the Diet brought out those Europeanizing Policies.